

ホーム電話かけつけ設置サポート利用規約

第1条（本工事）

株式会社シー・ティー・ワイ（以下「当社」といいます。）は、KDD I株式会社（以下「KDD I」といいます。）がケーブルプラスホーム電話サービス契約約款（以下「KDD I：ホーム電話約款」といいます。）に基づき提供するケーブルプラスホーム電話サービス（以下「本サービス」といいます。）に関し、このホーム電話かけつけ設置サポート利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、機器等の設置工事（以下「本工事」といいます。）を行います。

2 本工事の詳細内容については、別表に定めるとおりとします。

第2条（本工事の利用申込）

本工事の利用を希望するときは、当社の指定する方法により、当社に申込みをするものとします。

第3条（本工事の申込みの承諾）

当社は、本工事の申込みがあった時は、受付順にしたがって承諾します。

2 当社は前項の規定に係らず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その申込みを承諾しないことがあります。

- （1）申込者（本工事の申込みをした者として、以下同じとします。）が本サービスの契約者でないとき。
- （2）申込者が申込時に虚偽事項を申告したとき。
- （3）申込みに係る内容が当社所定の条件外であったとき。
- （4）申込者が本工事に係る料金の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- （5）当社の業務遂行上その申込を承諾することが著しく困難なとき。

3 申込みの承諾後であっても、申込者が前項のいずれかに該当することが判明した場合は、当社はその承諾を取り消すことがあります。

第4条（申込内容の変更）

お客様（前条に定める申込み及び承諾により、当社との間で本工事に係る契約（以下「本契約」といいます。）を締結している者をいいます。以下同じとします。）は、第2条による申込みの内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。

第5条（本工事の提供等）

当社は、お客様が本サービスに係る申込みにおいて申告した住居に限り本工事を行うものとします。

2 本工事は、当社が別途指定する工事業者（以下「工事業者」といいます。）が行うものとします。

第6条（本工事の事前準備等）

お客様は、当社が指定する、本工事を行うために必要な物品等（以下「物品等」といいます。）を、本工事が行われる前に予め準備するものとします。

なお、当該物品等の準備に係る費用は、お客様の負担とします。

2 当社は、前項の物品等をお客様に販売することがあります。当該物品等の購入に係る代金の請求及び支払方法は第11条に準じるものとします。

3 当社は、本工事のために必要があるときは、お客様の承諾を得てお客様が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入ることができるものとします。この場合において、当該敷地等に関し、お客様以外に地主、家主その他利害関係人のあるときは、お客様は、予め当該利害関係人の承諾を得おくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

第7条（本工事の事前確認）

本工事を行う日時は、当社、工事業者及びお客様との間で調整のうえ、決定します。

2 当社は、本工事の作業に着手する前に、訪問した工事業者よりお客様へ次の事項について説明及び確認を行います。

- （1）本工事の内容、手順
- （2）お客様宅及びお客様宅内の物品への損傷の可能性
- （3）本工事を実施するうえで危険を伴う場所その他注意すべき場所の有無及びその内容

第8条（本工事の完了）

工事業者による本工事に係る作業終了後、お客様は、当社所定の完了報告書に署名又は捺印するものとし、その時点をもって本工事は完了したものとします。

2 本工事の完了後、明らかに当社の責による作業内容の不備が発覚した場合、本工事の完了後14日以内に限り無償で対応するものとします。

第9条（本工事の中止）

当社は、次の各号に該当する場合は、本工事に着手したか否かにかかわらず、本工事を中止することができるものとします。

- （1）工事業者が本工事に着手できない又は本工事を継続できない相当の事由があるとき。
- （2）本工事によりお客様宅又はお客様宅内の物品に損害を与える可能性が高いと当社又は工事業者が判断したとき。

第10条（工事料等）

本工事に係る料金（以下「工事料」といいます。）は、別表に定めるとおりとします。

2 お客様は、本工事の実施後、KDD Iの本サービスに係る設備の状況、他回線との干渉又はお客様宅内の通信設備の影響等により、本サービスの利用ができない場合であっても、工事料を負担するものとします。

第11条（支払方法）

当社は、お客様に対し、本サービスに係る利用料請求時に、前条の工事料並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を併せて請求するものとします。お客様は、当該請求書記載の支払期日及び支払方法にてこれを支払うものとします。

2 前項の支払方法をクレジットカードに指定する場合は以下のとおり取り扱います。

- (1) 当社がおお客様に対して有する工事料に係る債権（以下「代金債権」という）は、当社から各クレジットカード会社に譲渡されるものとし、お客様はかかる譲渡に同意したものとみなします。
- (2) 当社及び各クレジットカード会社は、前項に定める代金債権の譲渡について、お客様に対する個別の通知又は承認を省略するものとします。
- (3) 代金債権の譲渡が不成立又は解除となった場合、お客様は当社との間で直接当該代金債権の処理について解決するものとします。

第12条（延滞利息）

工事料（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%（電気通信事業法施行規則第22条の2の13の2第2号の適用に係る場合にあっては法定利率）の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第13条（不保証）

お客様に対する本工事の提供は、KDDIからおお客様への本サービスの提供を保証するものではありません。

第14条（責任の範囲）

当社が、本工事を行うにあたり、当社の責に帰すべき事由によりお客様に損害を与えた場合、当社は、工事料（税別）相当額を限度として、その損害を賠償するものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

第15条（権利義務の譲渡等）

お客様は、予め当社の書面による承諾を得ない限り、本工事の契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第16条（契約の解約）

お客様は、本契約を解約する場合、当社所定の方法により必要事項を当社に届け出るものとします。

第17条（契約の解除）

- (1) 当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。なお、お客様は契約解除にともない本契約に基づく債務の履行を免除されるものではありません。
 - (2) 工事料等の全部又は一部について支払期日を経過してもなお当社に対して支払われないとき又は支払われないおそれのあるとき。
 - (3) 本サービスの提供に係るKDDIとおお客様との契約が終了したとき。
 - (4) お客様が、本契約その他契約者と当社との間で成立した契約に違反したとき又は違反するおそれがあるとき。
 - (5) 第9条により本工事が中止されたときその他当社の業務遂行上、支障があると当社が認めるとき。
- 2 当社は、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由及び本契約を解除する日をお客様に通知します。ただし、前項第2号に基づく場合又は緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第18条（お客様に係る情報の利用）

当社は、お客様に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、本工事の実施及び本工事に係る料金の適用若しくは料金の請求等本契約の履行に必要な範囲で利用します。

（注）業務の遂行上必要な範囲での利用には、お客様に係る情報を当社の業務を委託しているものに提供する場合があります。

第19条（本規約の内容の変更）

当社は、お客様の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の内容によります。

第20条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附則

（適用期日）

1. この規約は、2022年10月1日から適用します。
2023年1月20日 改定

■別表

機器設置工事（かけつけ設置サポート工事）

工事／ 作業種別	工事内容	ご注意事項	工事料 (税込)
基本設置工事	ホーム電話専用アダプタの ① 既存電話機との接続 ② 発着信動作確認	<ul style="list-style-type: none"> ●ホーム電話専用アダプタ 1台と既存電話機 1台の接続となります。 ●1回の訪問費込みとなります。 ●ホーム電話専用アダプタがお客様宅に到着次第、当社フリーダイヤル（電話番号 0120-30-6500）へご連絡をお願いいたします。 ※到着したホーム電話専用アダプタは、当社からの要請等があるまで開梱しない様 お願いいたします。 ※当社フリーダイヤルへご連絡をいただいた際、基本設置工事に先立って、ホーム電 話専用アダプタを電源に接続するよう要請する場合があります。	¥5,500/ 工事

注 上記の料金について、電気通信事業法施行規則第22条の2の13の2第2号の規定の適用があるときは当該規定に従って取扱います。

注 上記以外の工事内容については、別途費用が発生いたします。

注 契約者は、上記に含まれない特別な工事を要請した場合（ホーム電話専用アダプタ等を電源に接続することが困難である等の理由から、当社に対して特別な訪問を要請する場合があります。）、税込 5,500(円/工事)に、実際に消費した物品等の実費を加算した額を特別工事費として支払っていただきます。